○交通事故情報管理機能運用要領

令和５年２月 22 日

交 総 第 １８７ 号

警 察 本 部 長

交通事故情報管理機能運用要領の制定について（通達）

みだしのことについては、交通事故登録業務の効率化及び正確性の確保並びに交通事故防止対策に係る情報管理の一元化を図るため、交通事故情報管理運用要領の制定について（平成 17 年交企第 818 号）の全部を別添のとおり改正し、令和５年３月１日から実施するから、誤りのないようにされたい。

別添

交通事故情報管理機能運用要領

第１　趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成 17 年交企第 817 号。以下「交通業務管理実施要領」という。）に規定する交通事故情報管理機能（以下「交通事故情報管理機能」という。）による各業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において使用する用語は、埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和６年埼玉県警察本部訓令第 27 号）、交通業務管理実施要領及び警察共通基盤システム等運用要領（令和６年情管第 1174 号。以下「システム等運用要領」という。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

(1)　人身事故　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第２条第１項第１号に規定する道路上において、車両又は列車の交通により、人の死亡又は負傷があった事故をいう。

(2)　物件事故　道路交通法第２条第１項第１号に規定する道路上において、車両又は列車の交通により、物の損壊があった事故をいう。

(3)　統計外事故　人身事故及び物件事故に該当しない事故のうち、第３に定める交通事故事案登録業務に係る業務責任者が、特に登録の必要を認めた事故をいう。

(4)　交通事故防止対策　警察署が、管轄区域内で実施する警戒走行、高齢者世帯訪問、交通安全教育等の交通事故を防止するための活動をいう。

第３　対象業務

交通事故情報管理機能においては、次の業務を行うものとする。

(1)　交通事故事案登録業務

(2)　交通事故防止対策登録業務

(3)　事故照会・帳票出力・事故証明業務

(4)　捜査管理業務

(5)　行政処分登録業務

第４　運用体制

１　運用管理者

(1)　交通事故情報管理機能を運用する所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(2)　運用管理者は、所属における交通事故情報管理機能の適正な運用管理に当たるものとする。

２　運用管理担当者

(1)　交通事故情報管理機能を運用する所属に運用管理担当者を置き、警察本部所属にあっては警部以上の階級にある警察官のうち運用管理者が指名するもの、警察署にあっては交通課長（課長代理を置く警察署にあっては当該課長代理）をもって充てる。

(2)　運用管理担当者は、運用管理者の任務を補助するものとする。

第５　交通事故情報ファイルへの登録

１　登録対象

交通事故情報ファイルに登録するデータは、次に掲げるものとする。

(1)　人身事故、物件事故及び統計外事故並びに捜査参考情報

(2)　交通事故防止対策に係る情報

(3)　交通事故統計に係る情報

(4)　交通事故の捜査に係る情報

(5)　交通事故の行政処分に係る情報

２　登録事務

登録対象の事案を取り扱った場合は、次に掲げる区別に応じ、それぞれ定める表に示すところにより登録するものとする。

(1)　交通事故事案登録業務

（次表省略）

(2)　交通事故防止対策登録業務

（次表省略）

(3)　捜査管理業務

（次表省略）

(4)　行政処分登録業務

（次表省略）

３　交通事故に係る情報の審査及び修正

運用管理担当者は、人身事故、物件事故又は統計外事故に係る情報が登録されたときは当該データを審査し、登録事項に誤りがある場合は、当該事故の担当者に直ちに修正を行わせること。ただし、特別な事情がある場合は、業務主管課において修正を行うことができるものとする。

４　送致手続登録及び送致登録

運用管理担当者は、送致手続登録については人身事故登録時に、送致登録については事件送致時に、確実に登録を行うよう指導するとともに、登録漏れなどのないよう適正な管理に努めること。

５　交通事故統計資料の作成

交通部交通総務課の担当者は、交通事故事案登録業務により登録された人身事故に係る情報及び物件事故に係る情報を用いて交通事故統計資料を作成することができる。

第６　個人情報等出力資料を含む出力資料の取扱い

個人情報等を含む帳票を出力する際の対応については、システム等運用要領に定めるところによる。

第７　警察庁情報管理システムへの登録

次表に掲げる業務責任者は、交通事故情報ファイルに登録された業務データを警察庁情報管理システムに登録するものとする。

（次表省略）

第８　アクセス権

アクセス権の付与等については、システム等運用要領に定めるところによる。

第９　照会及び帳票出力

職員は、交通事故情報ファイルに登録されたデータの照会又は帳票出力の必要があるときは、前記第８に定めるアクセス権の範囲で埼玉県警察ネットワークシステム用端末から照会又は帳票出力することができる。

第10　情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、警察情報セキュリティに関する規程　（平成19年埼玉県警察本部訓令第40

号）に基づく警察情報セキュリティポリシー（以下「警察情報セキュリティポリシー」という。）の定めるところによる。

第11　情報の分類

交通事故情報管理機能において取り扱われる管理対象情報の分類は、警察情報セキュリティポリシーに定める機密性２（中）情報、完全性２（高）情報及び可用性２（高）情報とする。

第12　保存期間

交通事故情報ファイルに登録されたデータは、登録日の翌年から起算して20年間保存する。ただし、交通部交通総務課長は、同部交通捜査課長及び同部運転免許本部運転管理課長と協議の上、必要と認めるときは、当該データの保存期間を延長し、又は保存期間の満了前に削除することができる。

実施日

この通達は、令和５年３月１日から実施する。

実施日（令和６年５月30日情管第1176号）

この通達は、令和６年６月１日から実施する。

実施日（令和７年11月５日交総第792号）

この通達は、令和７年11月５日から実施する。

【様式別表省略】